

JA 山形おきたま 福祉センター川西 福祉用具貸与サービス【重要事項説明書】

山形おきたま農業協同組合の居宅介護支援サービスにかかる重要事項について説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	山形おきたま農業協同組合
所在地	山形県東置賜郡川西町大字上小松 978-1
業務の概要	営農指導事業 販売事業 金融事業 購買事業 共済事業 福祉事業 総合事業
連絡先	Tel 0238-46-3111 Fax 0238-46-3335
代表者名	代表理事組合長 若林 英毅

2 福祉用具貸与サービス事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	JA 山形おきたま 福祉センター川西
所在地	山形県東置賜郡川西町大字上小松 978-1
事業所指定番号	0672600202
管理者	管理者 鈴木 由美
連絡先	Tel 0238-46-5575 Fax 0238-46-5573
緊急連絡先	携帯 090-9033-3380
サービス実施区域	米沢市 高畠町 南陽市 川西町 長井市 白鷹町 飯豊町 小国町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時00分 ~ 午後5時00分

※ 但し、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く。

また、指定の時間以外を希望される場合は、事前にご相談下さい。

(3) 職員の体制

職種	従事するサービスの種類・業務	人員
管理者	福祉用具貸与事業所にかかる管理	1名（常勤）
福祉用具専門相談員	用具の説明・設置・回収・利用者との連携	3名（常勤）
事務担当職員	福祉用具貸与事業にかかる事務	1名（常勤）

(4) 福祉用具の取扱種目

□車いす	※1	□手すり	
□車いす付属品	※1	□スロープ	
□特殊寝台	※1	□歩行器	
□特殊寝台付属品	※1	□歩行補助杖	
□床ずれ防止用具	※1	□認知症老人徘徊感知機器	※1
□体位変換器	※1	□移動用シフト	※1
		□自動排泄処理装置	※2

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

※対象外の方であっても一定の条件にあてはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

3 事業の目的及び運営の方針

①事業の目的

当 JA は、組合員とその家族及び地域住民に福祉用具の貸与をする事により、安心して生活できる地域づくりをすすめることを目的とします。

②運営の方針

ア 組合員とその家族及び地域住民が要介護等の状態になった場合は、個々の有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう配慮し、生活全般にわたって援助を行います。

イ 老いても、障害にあっても「誇り高く生きる」人間の尊厳を尊重し、サービスを行います。

ウ 地域福祉向上のために市町、他のサービス提供事業者、医療機関との連携を密接に行ないます。

4 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

(2) サービス利用料及び利用者負担金の支払い等

① 月末締切の翌月 20 日（但し 20 日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則契約書（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

② 介護保険外のサービスとなる場合（サービス料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

③ 次の場合は、月額料金の 50%となります。

ア 貸与日が、その月の 16 日以降にかかる場合

イ 貸与継続中で、その月の 15 日以前に休止事由が発生した場合

ウ 貸与日から休止日まで 2 週間以内の日数の場合

④ キャンセル（利用者がサービスの利用を中止する際）については、速やかに連絡願

ます。

- ⑤ サービスを利用した際にはお支払いいただく「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、当事業所のレンタル料金表によるものとし、原則サービスに要した費用の1割（一定以上の取得のある方は2割または3割）の額となります。

5 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の整備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託しております。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的に確認し、その結果を記録します。

6 身分証携行義務

サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

7 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県・市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

8 相談・苦情の窓口

(1) 福祉用具専門相談員は、要介護者等の状態を踏まえ、各種の資料を提供しながら相談に応じます。又、展示品の試用時に適切なアドバイスも行います。

尚、サービスについてのご相談やご負担等がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

相談・苦情の責任者	管理者 鈴木 由美
当事業連絡先	JA 山形おきたま福祉センター川西 Tel 0238-46-5575 Fax 0238-46-5573

(2) その他の相談窓口

山形県	置賜総合支庁 保険福祉環境部福祉課	Tel 0238-26-6029	
国民健康保険団体連合会	山形県国民健康保険団体連合会	Tel 0238-87-8006	
市	米沢市	健康福祉部高齢福祉課	Tel 0238-22-5111
	高島町	町民課 介護保険係	Tel 0238-52-1288
	南陽市	介護管理係	Tel 0238-40-3211
町	川西町	福祉介護課介護グループ	Tel 0238-42-6638
	長井市	福祉あんしん課長寿介護係	Tel 0238-82-8011
村	白鷹町	健康福祉課 介護保険係	Tel 0238-86-0213
	飯豊町	健康福祉課	Tel 0238-86-2233
	小国町	健康福祉課 福祉担当	Tel 0238-62-2330

9 第三者評価の実施状況について

当時行書は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

10 秘密保持の厳守

- (1) 当事業所で勤務するすべての職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) この守秘義務は、雇用契約終了後も同様とします。

11 個人情報の取扱い

- (1) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
- (2) 利用者のため居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所等、医療機関、行政、民生委員との連絡調整において必要な場合、また国民健康保険団体連合会へ請求のための事務に使用します。
- (3) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止の関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に添った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者または他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 ハラスメント対策の強化

利用者またはその家族の非協力等の双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び福祉用具専門相談員の通常の業務遂行に支障がでている

と判断した場合、契約終了及び解除とします。

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

ア 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

イ 個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、おとしめたりする行為

ウ 意に添わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

※上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が再発しないための再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場においてハラスメント発生状況の把握に努めます。

17 重要事項説明書の説明者

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、福祉用具貸与事業所のサービス利用及び重要事項、また個人情報の取扱いについての説明を行いました。

事業所名	JA 山形おきたま 福祉センター川西
所在地	〒999-0121 山形県東置賜郡川西町大字上小松 978-1
説明日	令和 年 月 日
説明者	

私は、重要事項説明書に基づいて福祉用具貸与事業所についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書を受領しました。

また、個人情報の使用について説明を受け、個人情報を使用することを了承します。

利用者	住所	〒
	氏名	Ⓜ

代理人又は立会人	(代理人の場合) 私は、本人の意思契約を確認したので、本人に代わり、上記の署名を行いました。 (立会人の場合) 私は、上記の契約内容について説明を受け、内容を確認しました。		
	本人との関係		署名を代行した理由
	住所	〒	
	氏名	Ⓜ	
Tel ()		Fax ()	